

道路位置指定の手引き

平成31年4月制定

大牟田市都市整備部建築住宅課

道路位置指定の手引き

目次

第1章 道路位置指定取扱い基準	3
1 位置指定道路とは	3
2 指定の取扱い基準	3
第2章 道路位置指定取扱い基準の解説	7
1 他の道路等への接続	7
2 指定を受ける道の幅員の確保等	9
3 すみ切りの設置	11
4 縦断勾配	13
5 路面の構造	13
6 排水施設	14
第3章 道路位置指定申請手続き	15
1 道路位置指定までの手続きフロー図	15
2 指定計画申請手続き	15
3 指定申請手続き	17
第4章 位置指定道路廃止の取扱い基準	19
1 廃止の取扱い基準	19
2 廃止の区分	19
第5章 位置指定道路廃止申請の手続き	20
1 廃止までの手続きフロー図	20
2 廃止計画申請手続き	20
3 廃止申請手続き	22

第1章 道路位置指定取扱い基準

1 道路位置指定とは

建築物を建築する場合は、その敷地が建築基準法（以下「法」という。）に規定する道路に2m以上接していなければならない。（法第43条）しかし、その敷地に接する道路がないことがある。その場合は、法第42条第1項第五号（土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの）の規定による道路（以下「位置指定道路」という。）とすることが必要である。

また、位置指定道路は、法上公道と何らかわらない制限を受けることとなる。（道路内建築制限、家屋への道路斜線制限等）

なお、位置指定道路の指定は、建築基準法施行令（以下「施行令」という。）第144条の4及び建築基準法施行規則（以下「施行規則」という。）第9条の規定によるほか、次に掲げる基準により取り扱うものとする。

2 指定の取扱い基準

- (1) 位置指定道路について、法第42条第1項本文に規定する幅員とは、原則として、有効幅員とする。
- (2) 施行令第144条の4第1項第一号ロに規定する公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものとは、次に該当する空地とする。
 - ア 指定を受ける道に緊急自動車が進入する際に、当該道の上に駐車している自動車を移動して駐車させることができ、かつ、他の自動車が転回できる空地を確保できること。
 - イ 空地として永続性が担保され、かつ、出入口にバリカー、杭その他の自動車の進入に支障となる工作物が設けられていないこと。
- (3) 施行令第144条の4第1項第一号ハに規定する終端及び区間3.5m以内ごとに国土交通大臣が定める基準に適合する自動車の転回広場（以下「転回広場」という。）が設けられている場合とは、図-1に示す基準を充たしている場合とする。
- (4) 施行令第144条の4第1項第一号ホの規定により、一号ハに準ずる場合として、市長が周辺の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合とは、次のアからウのいずれかに該当する場合とする。
 - ア 指定を受ける道が、図-2に示す形状であること。

イ 終端に設けられる転回広場又は終端付近の道路形状が、図一 3 に示す形状であること。

ウ 既存の幅員 6 m 未満の袋路状道路に、幅員 6 m 未満の袋路状の道を接続して道路の位置指定を受けようとする場合であって、当該既存の袋路状道路に転回広場を設けることができないときは、当該指定を受ける道の始端、始端から区間 3.5 m 以内ごと及び終端に転回広場が設けられていること。

(5) 施行令第 144 条の 4 第 1 項第二号のただし書きの規定（以下「すみ切りに関する規定」という。）により、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認める場合とは、次のいずれかに該当する場合とする。

ア 次に掲げる周囲の状況のいずれかにより、やむを得ず他の道路と接続する部分の両側の角地に、すみ切りに関する規定に適合するすみ切りを設けることができない場合においては、片側の角地にその隅角をはさむ辺の長さ 3 m の二等辺三角形の部分を道に含むすみ切りを設けること。ただし、交通量が少なく、かつ、カーブミラーの設置等の措置により、通行の安全上支障がないと認められる場合を除く。

(ア) すみ切りを設けようとする土地の部分の関係権利者の承諾が得られないこと。

(イ) 指定を受けようとする道が、水路、線路敷地等に沿接して他の道路に接続していること。

イ 接続先の道路内に歩道があり、指定を受ける道に接続する部分の当該歩道が、通行の安全上支障がない位置及び長さで切り下げられていること。

(6) 施行令第 144 条の 4 第 1 項第三号に規定する砂利敷その他ぬかるみにならない構造とは、路面の排水を有効に行うため、適当な値の横断勾配が原則として両勾配で附された構造とする。

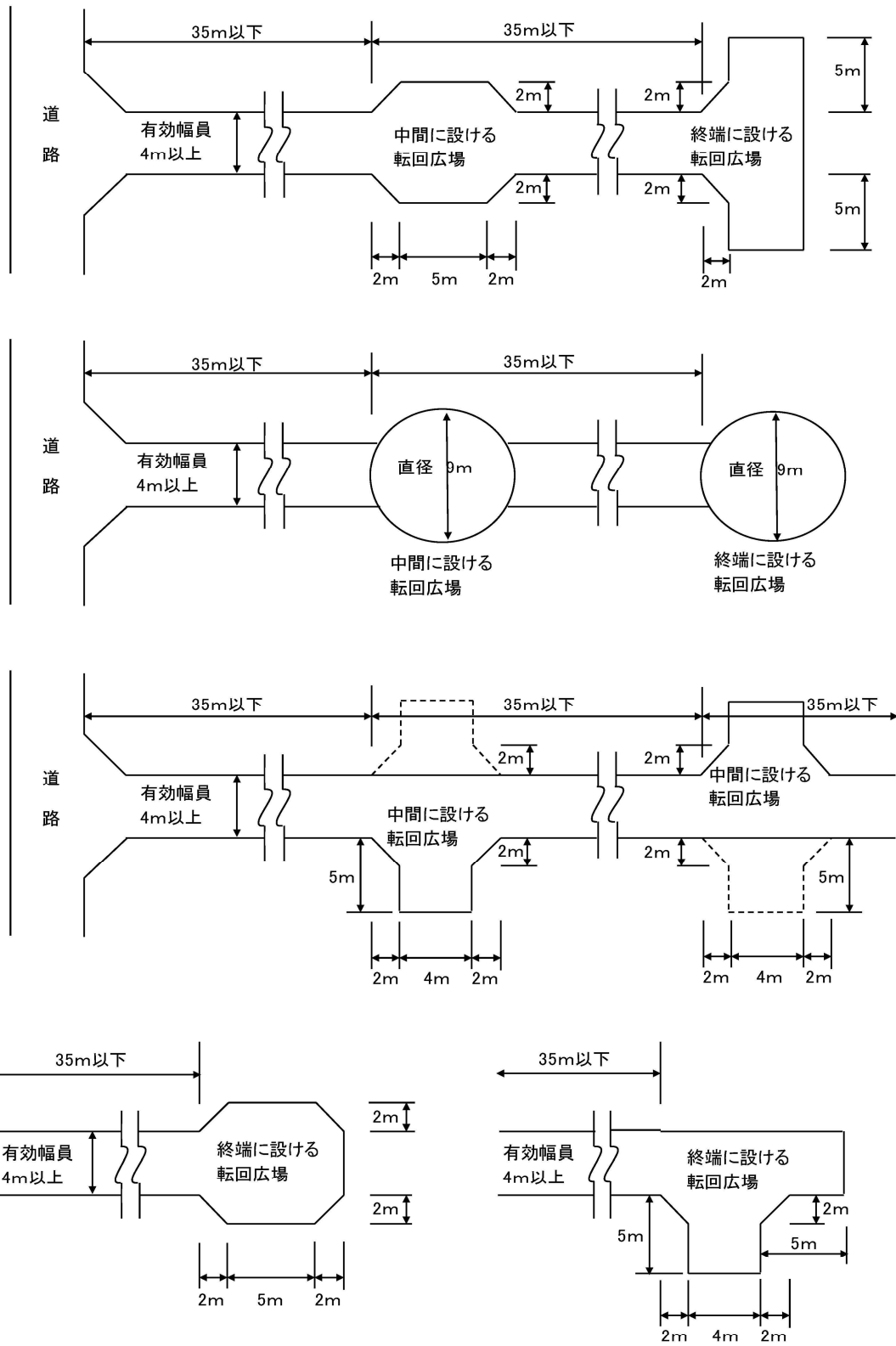
(7) 施行令第 144 条の 4 第 1 項第四号ただし書きの規定により、市長が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合とは、次に該当する場合とする。

ア 地形等によりやむを得ないと認められること。

イ 路面をすべり止め工法その他の滑りにくい工法で施行すること。

ウ 道が交差又は接続する部分以外であること。

(8) 施行令第 144 条の 4 第 1 項第五号の規定により設ける側溝は、雨水流量計算に基づいて排水上支障がないことを確かめた場合を除き、道の両側に設けるものにあつては、それぞれ内径有効幅 240 mm 以上とし、片側に設けるものにあつては、内径有効幅 300 mm 以上とすること。



図一 1

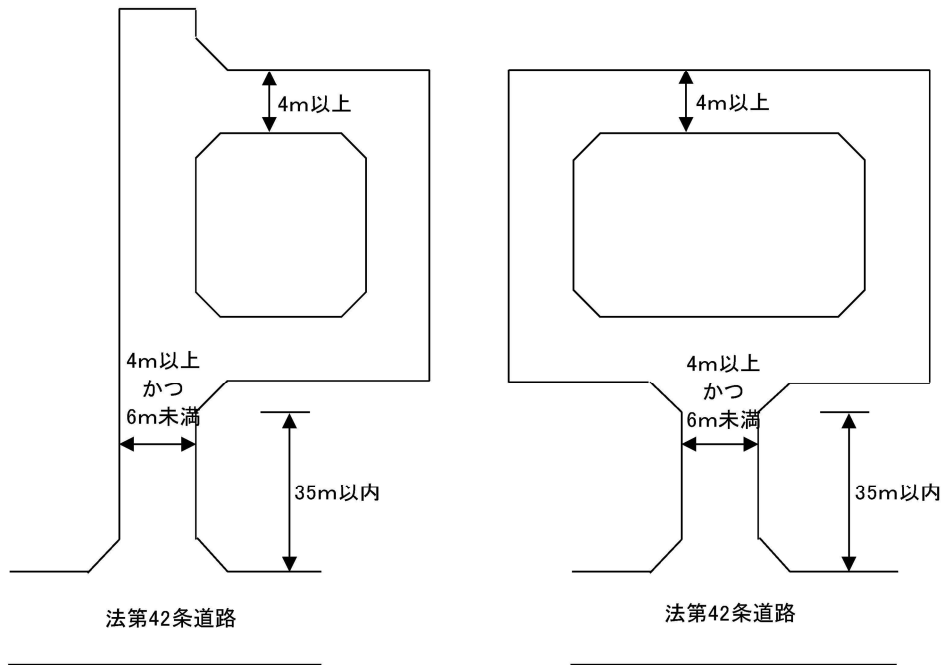
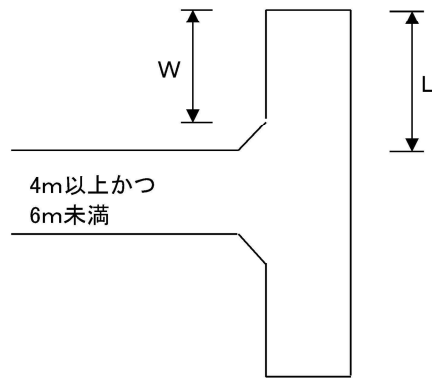


図-2



転回広場のLの長さは5mを標準とし、最大で概ね8mまでとする。
ただし、Wの長さは3mまでとする。

図-3

第2章 道路位置指定取扱い基準の解説

施行令に規定する道に関する基準と道路位置指定の取扱い基準の関係は、以下のように整理される。

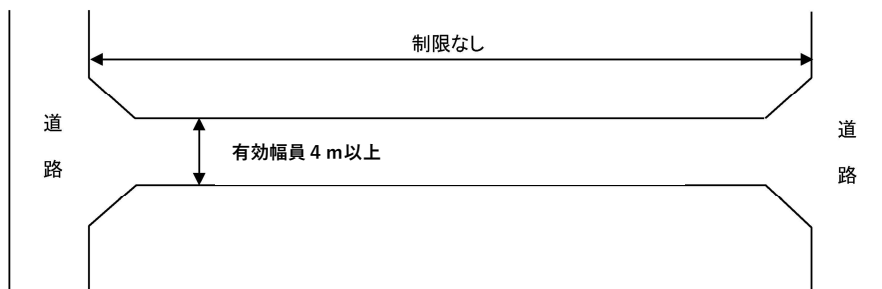
1 他の道路等への接続

(1) 法の基準

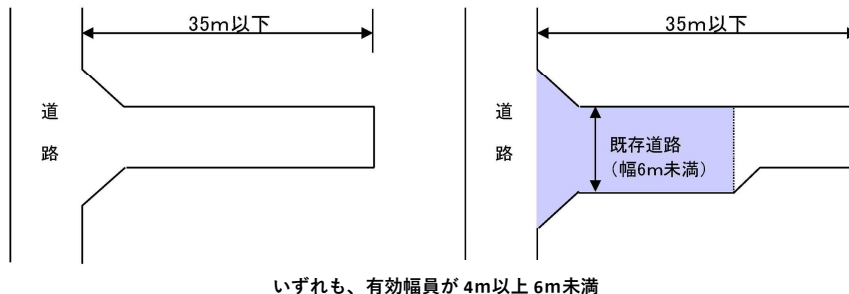
(道に関する基準)

第144条の4 法第42条第1項第五号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでの一に該当する場合においては、袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。以下この条において同じ。）とすることができる。

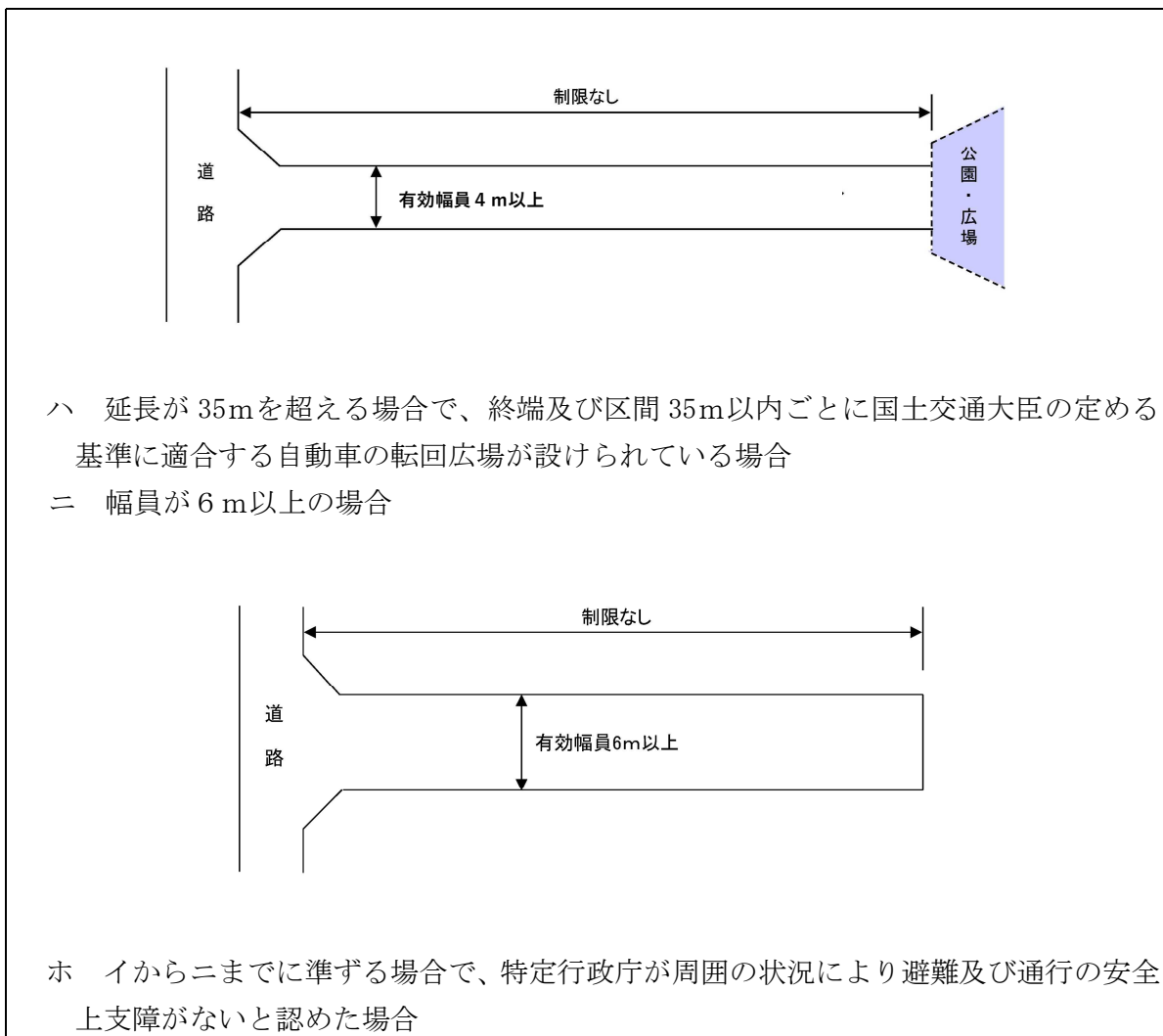


- イ 延長（既存の幅員6m未満の袋路状道路に接続する道にあつては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が35m以下の場合



いずれも、有効幅員が4m以上6m未満

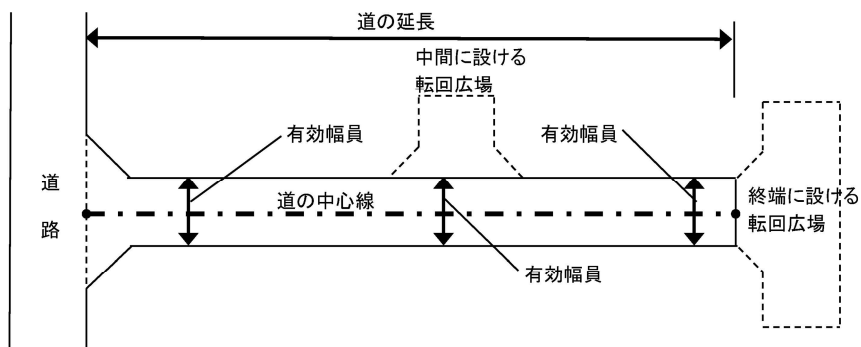
- ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合



【解説】

法第 42 条に定める道路等への接続に関する規定である。

なお、道の延長は水平投影による道の中心線の距離とし、転回広場が設けられている袋路状道路の幅員及び延長は、次図のように転回広場を除いて算定する。



(2) 取扱い基準

ア 施行令第144条の4第1項第一号ロに規定する公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものとは、次の(ア)および(イ)に該当する空地とする。

(ア) 指定を受ける道に緊急自動車が進入する際に、当該道路上に駐車している自動車を移動して駐車させることができ、かつ、他の自動車が転回できる空地を確保できること。

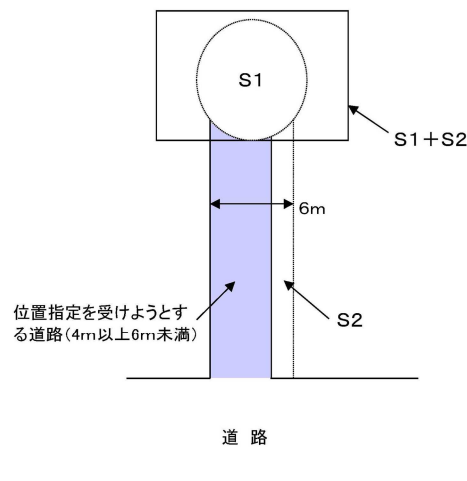
(イ) 空地として永続性が担保され、かつ、出入口にバリカー、杭その他の自動車の進入に支障となる工作物が設けられていないこと。

【解説】

緊急時に消防自動車等の緊急車両が入ってきた場合に、通行の妨げとならないよう、道路上に駐車している自動車が終端の転回広場に移動して駐車でき、かつ他の自動車が転回できる空地があればよいものとする。

具体的には、神社の境内等が考えられる。

広さの目安としては、施行令第144条の4第1項第一号ハの終端に設ける転回広場(図一1参照)の必要面積 S_1 に、転回広場が不要となる幅員6mから位置指定を受けようとする道路の幅員を減じた数値に指定長さを乗じた面積 S_2 を加えた面積程度とする。



2 指定を受ける道の幅員の確保等

(1) 法の基準

(道路の定義)

第42条 この章の規定において「道路」とは、次の各号の一に該当する幅員4m(特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、6m。次項及び第3項において同じ。)以上のもの(地下におけるものを除く。)をいう。

一～四 (略)

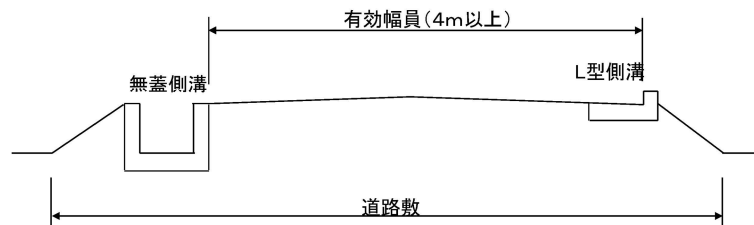
五 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの

2～6 (略)

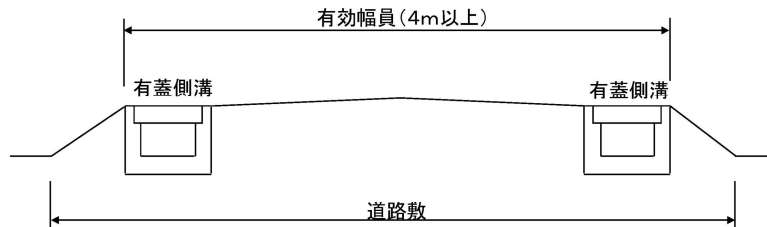
(2) 取扱い基準

ア 位置指定道路について、法第42条第1項に規定する幅員とは、原則として、有効幅員とする。なお、具体的な有効幅員の測り方は次図を参照のこと。

(ア) 無蓋側溝及びL型側溝の場合



(イ) 有蓋側溝の場合

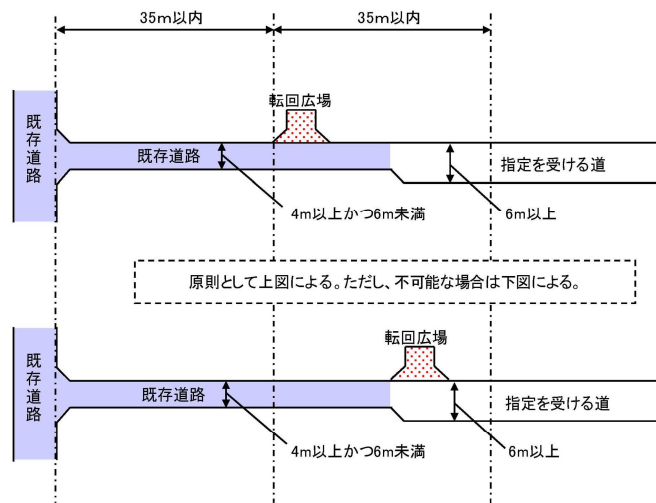


(B)により有効幅員に含むことのできる有蓋側溝は、一般車両の通行に耐えうる構造のものとする。

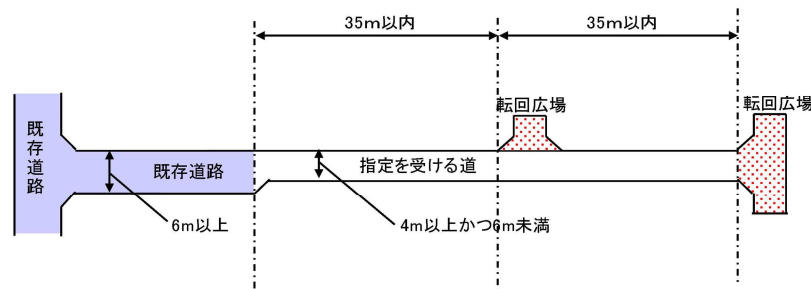
イ 延長が35m以上で、かつ、幅員6m未満の既存の袋路状道路に接続して、幅員6m以上の道路(袋路状のものに限る。)の位置指定を受けようとする場合においては、当該既存の袋路状道路には、その始端から区間35m以内ごとに転回広場を設けること。ただし、指定を受ける道の始端に転回広場を設けるときはこの限りではない。

【解説】

- ① 原則として、幅員が4m以上6m未満の既存の袋路状道路(法第42条道路)の始点から35m以内に転回広場が必要となる。不可能な場合は、築造しようとする道路の始点に転回広場をもうければよい。



- ② 幅員 6 m 以上の既存の袋路状道路（法第 4 2 条道路）に接続する場合は、既存の袋路状道路には転回広場は不要である。



3 すみ切りの設置

(1) 法の基準

(道に関する基準)

第 144 条の 4 (略)

一 (略)

二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が 120 度以上の場合を除く。）は、角地の隅角をはさむ辺の長さ 2 m の二等辺三角形の部分に道を含むすみ切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

【解説】

転回広場のすみ切りは、国土交通大臣が定める自動車の転回広場に関する基準に適合する図一 1 に示す形状とすること。

(2) 取扱い基準

ア 施行令第144条の4第1項第二号の規定(以下「すみ切りに関する規定」という。)の適用の特例として、同号ただし書きの規定により、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認める場合とは、次のいずれかに該当する場合とする。

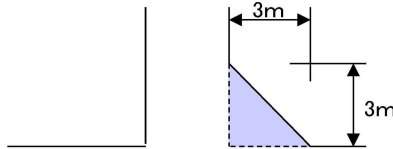
(ア) 次に掲げる周囲の状況のいずれかにより、やむを得ず他の道路と接続する分の両側の角地に、すみ切りに関する規定に適合するすみ切りを設けることができない場合においては、片側の角地にその隅角をはさむ辺の長さ3mの二等辺三角形の部分に道を含むすみ切りを設けること。ただし、交通量が少なく、かつ、カーブミラーの設置等の措置により、通行の安全上支障がないと認められる場合を除く。

- a すみ切りを設けようとする土地の部分の関係権利者の承諾が得られないこと。
- b 指定を受けようとする道が、水路、線路敷地等に沿接して他の道路に接続していること。

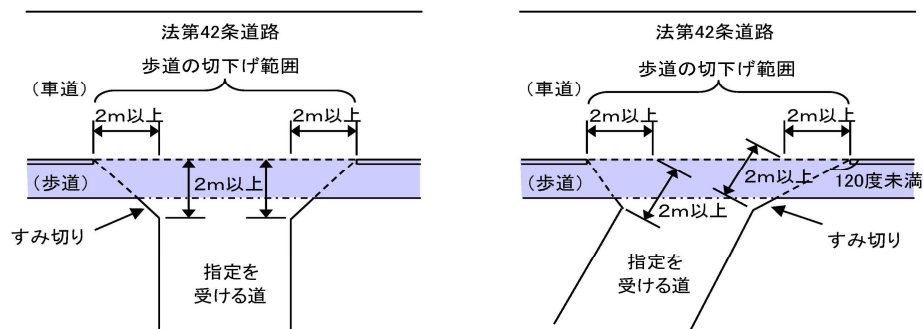
(イ) 接続先の道路内に歩道があり、指定を受ける道に接続する部分の当該歩道が、通行の安全上支障がない位置及び長さで切り下げられていること。

【解説】

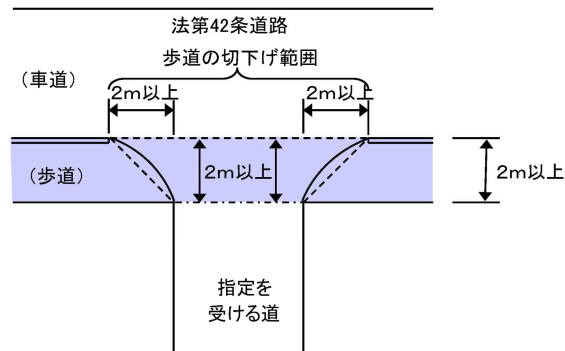
① 上記(ア)に規定する「片側の角地の隅角をはさむ辺の長さ3mの二等辺三角形の部分に道を含むすみ切りを片側に設けた場合」とは、下図の場合をいう。



② 上記(イ)について、歩道が通行の安全上支障がない位置及び長さで切り下げられているとは、下図のような場合が該当する。歩道内を含めて辺長2m×2mのすみ切りが確保されているとみなすものと



なお、下図のように歩道において、通行の支障となる段差がなければすみ切りの斜辺部分を円弧状としてよい。歩道の切り下げについては、道路管理者と協議すること。



4 縦断勾配

(1) 法の基準

(道に関する基準)

第144条の4 (略)

一～三 (略)

四 縦断勾配が12%以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周辺の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。

(2) 取り扱い基準

ア 施行令第144条の4第1項第四号のただし書きの規定により、特定行政庁が周辺の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合とは、次に該当する場合とする。

(ア) 地形等によりやむを得ないと認められること。

(イ) 路面をすべり止め工法その他の滑りにくい工法で施行すること。

(ウ) 道が交差又は接続する部分以外であること。

5 路面の構造

(1) 法の基準

(道に関する基準)

第144条の4 (略)

一～二 (略)

三 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。

四 (略)

(2) 取扱い基準

- ア 施行令第144条の4第1項第三号に規定する砂利敷その他ぬかるみにならない構造とは、路面の排水を有効に行うため、適当な値の横断勾配が原則として両勾配で附された構造とする。

【参考】

適当な値の横断勾配：福岡県「都市計画法に基づく開発行為等の審査基準」

○アスファルトコンクリート舗装又はセメントコンクリート舗装の場合：1.5～2.0%

○その他の路面の場合：3.0～5.0%

6 排水施設

(1) 法の基準

(道に関する基準)

第144条の4 (略)

一～四 (略)

- 五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。

(2) 取扱い基準

- ア 施行令第144条の4第1項第五号の規定により設ける側溝は、雨水流量計算に基づいて排水上支障がないことを確かめた場合を除き、道の両側に設けるものにあつては、それぞれ内径有効幅240mm以上とし、片側に設けるものにあつては、内径有効幅300mm以上とすること。

【参考】

雨水流量計算：福岡県「都市計画法に基づく開発行為等の審査基準」

第3章 道路位置指定申請手続き

施行規則第9条及び大牟田市建築基準法施行細則（以下「細則」という。）第11条の規定に基づいて、道路位置指定計画申請書（以下「指定計画申請書」という。）及び道路位置指定申請書（以下「指定申請書」という。）の添付図書その他手続きに必要な補足事項を定める。

1 道路位置指定までの手続きフロー図



※道路位置指定通知書を受け取るまでに手数料 50,000 円を支払うこと。

2 指定計画申請手続き

(1) 指定計画申請図書

ア 申請者は、指定を受ける道を築造する者、指定を受ける道となる土地の所有者又は指定を受ける道を令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者とする。

イ 指定を受ける道の部分の土地は、道路位置指定申請をする前に公衆用道路として分筆登記すること。なお、指定を受ける土地は、指定後において関係土地所有者の共有登記とするよう努めること。

ウ 指定計画申請書は、正副2通（いずれも添付図書を含む。）を提出するものとする。

(様式1号)

エ 申請者に代わって代理者が申請を行う場合は、申請者の道路位置指定に関する一切の権限を委任する旨の委任状を正本に添付するものとする。

(2) 指定計画申請書の記入

ア 「道路の位置」欄は、土地の登記事項証明書に基づいて当該指定を受ける道の部分の地名、地番を記載するものとし、地番が数筆に渡る場合には、代表地番及びその他何筆と記載するものとする。

イ 「道路の概要」欄は、おおむね道の形態が異なるごとに区別して符号をつけ、図面と一致させるものとする。

ウ 「関係土地の地番」欄は、指定を受ける道の部分の地番を全部記入するものとする。

エ 申請書の訂正を行う場合は、申請者又は代理者の印鑑を訂正印として押印するものとする。

(3) 添付図書

ア 指定計画申請書添付図書

(標準処理期間 21日)

レ	図書名	正	副	縮尺	明示すべき事項等
	付近見取図	○	○		申請位置、方位
	現況図	○	○		造成区画、申請道路、接続道路、放流先
	計画平面図	○	○	1/500以上	取付道路、水路
	求積図	○	○		申請道路、造成宅地
	道路断面図	○	○	1/30以上	
	排水計画図	○	○	1/500以上	排水区域の区域界、排水経路、排水施設
	字図(現況)	○	○		造成区画、申請道路
	土地登記事項証明書	原本	写し		現況
	道路工事施工承認書	写し	原本		必要に応じて
	水路占用許可書	写し	原本		必要に応じて
	境界立会協議書	写し	原本		里道、水路と接する場合
	委任状	原本	写し		代理者申請の場合

イ 土地の登記事項証明書

指定を受ける道の部分の土地についての証明書で3か月以内のもの。(副本は写しでもよい)

なお、証明書の権利者住所と印鑑登録証明書の住所が異なっている場合は、本人であることが確認できる住民票を添付するものとする。

ウ その他

公道、用水路等の使用を伴うときは、当該公道、用水路等の管理者の承諾書又は許

可書の写を添付するものとする。

また、代理者が手続きをする場合は、代理者の住宅氏名、捺印及び電話番号を記載するものとする。

3. 指定申請手続き

(1) 指定申請図書

ア 道路位置指定申請は、路面の舗装工に着手する直前に行うことができる。

イ 指定申請書は、正副2通（いずれも添付図書を含む。）を提出するものとする（様式2号）。

ウ 申請代理者が申請を行う場合は、申請者の道路位置指定に関する一切の権限を委任する旨の委任状を正本に添付するものとする。

(2) 指定申請書の記入

ア 「道路の位置」欄は、土地の登記事項証明書に基づいて当該指定を受ける道の部分の地名、地番を記載するものとし、地番が数筆に渡る場合には、代表地番及びその他何筆と記載するものとする。

イ 「道路の概要」欄は、おおむね道の形態が異なるごとに区別して符号をつけ、図面と一致させるものとする。

ウ 「関係土地の地番」欄は、指定を受ける道の部分の地番を全部記入するものとする。

エ 申請書の訂正を行う場合は、申請者又は代理者の印鑑を訂正印として押印するものとする。

(3) 添付図書

ア 指定申請書添付図書

(標準処理期間 14日)

レ	図書名	正	副	縮尺	明示すべき事項等
	付近見取図	○	○		申請位置、方位
	平面図	○	○	1/500以上	造成区画、申請道路、接続道路、放流先
	求積図	○	○		申請道路、造成宅地
	道路断面図	○	○	1/30以上	
	排水計画図	○	○	1/500以上	排水区域の区域界、排水経路、排水施設
	字図	○	○		道路部分分筆後
	土地登記事項証明書	原本	写し		3か月以内、道路部分の地目は公衆用道路
	承諾書	原本	原本		申請道路内の権利者、管理者
	印鑑登録証明書	原本	写し		
	完成写真	○			
	完成写真方向図	○	○		平面図に撮影方向記入も可

	委任状	原本	写し	代理人申請の場合
--	-----	----	----	----------

イ 承諾書

道路となる土地およびその土地にある建築物又は工作物についての各権利者（ここでいう権利者とは、所有権者のほか、抵当権者、借地権者等を指し、借家権の存する建築物を取りこわして道路を築造する場合等には借家権者を含む）の承諾書（様式9号の1）及び当該道を令第144条の4第1項及び2項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾書（様式9号の2）を必要とする。

ただし、道路となる土地及びその土地及びその土地にある建築物についての各権利者と、当該道を令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者とが同一の者であり、その者がそれぞれの承諾を行う場合は承諾書（様式9号の3）でよい。

承諾書は、いずれの場合も原則として、正本・副本とも原本を添付すること。（権利者・管理する者が複数の場合など、指定後において申請者が承諾書の原本を必要とする場合があるため。）

ウ 印鑑登録証明書

承諾書に押印した印鑑登録証明書を添付すること。なお、官公庁については、公印を使用し証明書は不要。（副本は写しでもよい）

エ 土地の登記事項証明書

指定を受ける道の部分の土地についての証明書で3か月以内のもの。（副本は写しでもよい）

なお、証明書の権利者住所と印鑑登録証明書の住所が異なっている場合は、本人であることが確認できる住民票を添付するものとする。

第4章 位置指定道路廃止の取扱い基準

位置指定道路を廃止する場合の取扱いは以下のとおりとする。

1 廃止の取扱い基準

次に掲げる要件を充たす位置指定道路の廃止の申請においては、原則として、廃止の処分をするものとする。

- (1) 位置指定道路が廃止されることによって、法第43条第1項の規定（以下「接道関係規定」という。）に抵触することとなる敷地（施行令第1条第一号に規定するものをいう。以下同じ。）が生じないこと。位置指定道路の廃止に伴って接道関係規定に抵触することとなる敷地が存在する場合において、当該位置指定道路の廃止行為の前に当該敷地内の建築物が除却され、又は当該敷地が他の道路へ接することとなることが確実に見込まれる場合もこれを含む。
- (2) 廃止しようとする位置指定道路の土地及びその土地にある工作物について権利を有する者（所有権者、借地権者、地役権者、抵当権者等）並びに当該道を令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾が得られていること。
- (3) 廃止に係る位置指定道路部分に接する敷地及びその敷地内の建築物に対する接道関係規定以外の法の適用に際し、当該位置指定道路の廃止が、当該敷地又はその敷地内の建築物の構造に直接影響を及ぼす場合においては、申請者が、当該敷地及びその敷地内の建築物に権利を有する者に対して、当該位置指定道路の廃止について説明済みであること。

2 廃止の区分

(1) 全部廃止及び一部廃止

位置指定道路の廃止行為は、柵等による道路閉鎖、建築物の建築、敷地としての使用等によって位置指定道路としての機能を失わせることと取り扱い、それが指定区間の全部にわたる場合を「全部廃止」と、指定区間の一部に限られる場合を「一部廃止」と取り扱う。

第5章 位置指定道路廃止申請手続き

細則第13条及び位置指定道路廃止の取扱い基準の規定に基づいて、位置指定道路廃止計画申請書（以下「廃止計画申請書」という。）及び位置指定道路廃止申請書（以下「廃止申請書」という。）の添付図書その他手続きに必要な補足事項を定める。

1 廃止までの手続きフロー図



※位置指定道路廃止通知書を受け取るまでに手数料50,000円を支払うこと。

2 廃止計画申請手続き

(1) 廃止計画申請図書

- ア 廃止計画申請書（様式5号）は、正副2通（いずれも添付図書を含む。）を提出するものとする。
- イ 廃止計画申請書は、道路の廃止行為に着手する前に提出するものとする。
- ウ 申請者は、原則として、道路の廃止行為をしようとする者とする。
- エ 申請代理者が申請を行う場合は、申請者の道路廃止等に関する一切の権限を委任する旨の委任状を正本に添付するものとする。

(2) 廃止計画申請書の記入

- ア 「道路の位置」欄は、土地の登記事項証明書に基づいて、廃止をしようとする道路部分の地名、地番を記載するものとし、地番が数筆に渡る場合には、代表地番及びそ

の他何筆と記載するものとする。

イ 「道路の概要・廃止部分」欄は、廃止をしようとする道路部分について記載し、廃止をしようとする道路部分が複数ある場合は、おおむね道の形態が異なるごとに区別して符号をつけ図面と一致させるものとする。

ウ 「関係土地の地番」欄は、廃止をしようとする道路部分の地番を全部記載するものとする。

エ 申請書の訂正を行う場合は、申請者又は代理者の印鑑を訂正印として押印するものとする。

(3) 添付図面

ア 廃止計画申請書添付図書

(標準処理期間 21日)

レ	図書名	正	副	縮尺	明示すべき事項等
	付近見取図	○	○		申請位置、方位
	平面図	○	○	1/500 以上	造成区画、申請道路、接続道路、放流先
	求積図	○	○		申請道路
	字図	○	○		道路部分分筆後
	現況写真	○	○		
	説明記録	○	○		
	土地登記事項証明書	原本	写し		3か月以内
	委任状	原本	写し		代理人申請の場合

イ 現況写真

廃止しようとする道路及び当該道路が接続する既設道路の状況がわかるもの。また、廃止しようとする道路に接する敷地の接道状況及びそれらの敷地内の建築物の状況がわかるもの。

ウ 説明記録

廃止の取扱い基準(3)の「説明済みであること」は、権利者へ説明を行った事実を具体的に記した記録(説明した年月日、場所、権利者の氏名、説明内容等を記したもの。)の添付をもって確認するものとする。

エ 土地の登記事項証明書

廃止しようとする道路についての証明書で発行後3か月以内のもの。(副本は写しでもよい。)

なお、証明書の権利者住所と印鑑登録証明書の住所が異なっている場合は、本人であることが確認できる住民票を添付するものとする。

オ その他

代理者が手続きをする場合は、代理者の住所氏名、捺印及び電話番号を記載するものとする。

3 廃止申請手続き

(1) 申請図書

- ア 廃止申請書は、正副2通（いずれも添付図書を含む。）を提出するものとする。（様式7）
- イ 廃止申請書は、道路の廃止行為に着手する前に提出するものとする。
- ウ 一部廃止の場合においては、廃止申請をする前に、廃止される道路部分と廃止されない道路部分の土地を分筆するものとする。
- エ 申請者は、原則として、道路の廃止行為をしようとする者とする。
- オ 代理者が申請を行う場合は、申請者の道路廃止等に関する一切の権限を委任する旨の委任状を正本に添付するものとする。

(2) 廃止申請書の記入

- ア 「道路の位置」欄は、土地の登記事項証明書に基づいて、廃止をしようとする道路部分の地名、地番を記載するものとし、地番が数筆に渡る場合には、代表地番及びその他何筆と記載するものとする。
- イ 「道路の概要・廃止部分」欄は、廃止をしようとする道路部分について記載し、廃止をしようとする道路部分が複数ある場合は、おおむね道の形態が異なるごとに区別して符号をつけ図面と一致させるものとする。
- ウ 「関係土地の地番」欄は、廃止をしようとする道路部分の地番を全部記載するものとする。
- エ 申請書の訂正を行う場合は、申請者又は代理者の印鑑を訂正印として押印するものとする。

(3) 添付図面

ア 廃止申請書添付図書

（標準処理期間 14日）

レ	図書名	正	副	縮尺	明示すべき事項等
	付近見取図	○	○		申請位置、方位
	平面図	○	○	1/500以上	造成区画、申請道路、接続道路、放流先
	求積図	○	○		申請道路
	字図	○	○		道路部分分筆後
	現況写真	○	○		
	説明記録	○	○		
	土地登記事項証明書	原本	写し		3か月以内
	承諾書	原本			必要に応じて
	印鑑登録証明書	原本	写し		必要に応じて
	委任状	原本	写し		代理人申請の場合

イ 現況写真

廃止しようとする道路及び当該道路が接続する既設道路の状況がわかるもの。また、廃止しようとする道路に接する敷地の接道状況及びそれらの敷地内の建築物の状況がわかるもの。

ウ 承諾書

廃止の取り扱い基準（２）の「承諾」は、承諾書（様式 9 号の 1～様式 9 号の 3）によるものとする。（原則として、正本・副本とも原本を添付すること。）

エ 印鑑登録証明書

廃止の取扱い基準（２）による承諾については、印鑑登録証明書を添付すること。なお、官公庁については、公印を使用し証明書は不要とする。（副本は写しでもよい。）

オ 説明記録

廃止の取扱い基準（３）の「説明済みであること」は、権利者へ説明を行った事実を具体的に記した記録（説明した年月日、場所、権利者の氏名、説明内容等を記したもの。）の添付をもって確認するものとする。

カ 土地の登記事項証明書

廃止しようとする道路についての証明書で発行後 3 か月以内のもの。（副本は写しでもよい。）

なお、証明書の権利者住所と印鑑登録証明書の住所が異なっている場合は、本人であることが確認できる住民票を添付するものとする。

キ その他

代理者が手続きをする場合は、代理者の住所氏名、捺印及び電話番号を記載するものとする。

（４） 廃止後の報告

道路の廃止行為が完了したときは、速やかに下記の事項について建築基準法第 12 条第 5 項による報告書を提出するものとする。なお、報告書には下記の事実が確認できる写真、登記事項証明書その他の図書を添付するものとする。

ア 接道関係規定に抵触する敷地がないこと。

イ 細則第 12 条の規則により標示した表示杭等の除却又は移設が完了したこと。

(様式1号)

道路位置指定計画申請書

建築基準法第42条第1項第5号の規定による計画を下記の通り申請します。				
年 月 日				
大牟田市長 様		申請者氏名		
申請者住所氏名	電話番号			
代理者住所氏名	電話番号			
道路の位置	大牟田市			
道路築造の時期	年 月 日着工	年 月 日完了		
道路の概要	図面の符号	道路の幅員	道路の長さ	関係土地の地番
		道路の長さの合計		
	自動車の回転場所	箇所数	箇所	
備考				
.....				
道路面積： . m ²				
.....				
宅地面積： . m ²				
.....				
総面積： . m ²				
.....				
一宅地平均面積： . m ²				
.....				
.....				
.....				
受付欄	記事欄			

1. 申請者は、太線の枠の中だけ記入してください。
2. 道路の幅員及び長さは、小数点以下2位まで記入してください。
3. 道路の長さは、幅員の中心線の長さを記入してください。

(様式2号)

建 第 号
年 月 日

様

大牟田市長

道路位置指定計画承認通知書

下記の事項に係る建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の築造工事計画を承認したので通知します。

- 1 申請者氏名
- 2 申請者住所
- 3 道路の位置
- 4 道路の幅員
- 5 道路の長さ

※注意事項

- ① 計画承諾書受理後、1年以内に道路位置指定に関する築造工事を完了してください。
- ② 道路築造工事を完了したときには、速やかに道路位置指定申請書を提出してください。
- ③ 道路築造工事完了検査までに道路部分を分筆し、地目を公衆用道路に変更してください。
- ④ 道路部分は、関係土地所有者の共有名義とするよう努めてください。
- ⑤ 道路位置指定を受けた後でなければ、建築基準法に規定された道路に取り扱われません。

(様式3号)

道路位置指定申請書

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を申請します。				
年 月 日				
大牟田市長 様				
申請者氏名				
申請者住所氏名		電話番号		
代理者住所氏名		電話番号		
道路の位置		大牟田市		
道路築造の時期		年 月 日着工		年 月 日完了
道路の概要	図面の符号	道路の幅員	道路の長さ	関係土地の地番
		道路の長さの合計		
自動車の 転回広場	図面の符号	面積		
	箇所数	合計面積		
備考	道路面積	宅地面積	総面積	一宅地平均面積

受付欄	台帳記入欄		記事欄	
	指定番号 第 号	年 月 日		
	公告欄			
	公告番号 第 号	年 月 日		

備考

1. 申請者は、太線の枠の中だけ記入してください。
2. 道路の幅員及び長さは、小数点以下2位まで記入してください。
3. 道路の長さは、幅員の中心線の長さを記入してください。

(様式4号)

道路位置指定通知書

建築基準法第42条第1項第5号の規定により下記のとおり道路の位置を指定します。

指定番号 第 号
指定年月日 年 月 日

大牟田市長

申請者住所氏名	電話 () -			
代理人住所氏名	電話 () -			
道路の位置	大牟田市			
道路築造の時期	年 月 日着工	年 月 日完了		
道路の概要	図面の符号	道路の幅員	道路の長さ	関係土地の地番
		道路の長さの合計		
自動車の 転回広場	図面の符号	面積		
	箇所数 :	箇所	合計面積 :	m ²
備考	-----			
	道路面積 :			m ²
	宅地面積 :			m ²
	総面積 :			m ²
	一宅地平均面積 :			m ²

(様式5号)

位置指定道路廃止計画申請書

建築基準法第42条第1項第5号道路を廃止したいので、大牟田市建築基準法施行細則第13条の規定により計画を申請します。

年 月 日

大牟田市長 様

申請者氏名

申請者住所氏名				電話番号	
代理者住所氏名				電話番号	
道路の位置	大牟田市				
指定年月日・番号	年 月 日			第 号	
廃止の理由					
道路の概要・ 廃止部分	図面の符号	道路の幅員	道路の長さ	関係土地の地番	
	道路の長さの合計				
	自動車の 転回広場	図面の符号	面積		
	箇所数	合計面積			
備考	道路面積	宅地部分	総面積	一宅地平均面積	

受付欄	台帳記入欄	記事欄
	廃止番号第 号 年 月 日	
	公告欄	
	公告番号第 号 年 月 日	

備考

- 1 申請者は、太線の枠の中だけ記入してください。
- 2 道路の幅員及び長さは、小数点以下2位まで記入してください。
- 3 道路の長さは、幅員の中心線の長さを記入してください。

(様式6号)

建 第 号
年 月 日

様

大牟田市長

位置指定道路廃止計画承認通知書

下記の事項に係る建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の廃止計画を承認したので通知します。

- 1 申請者氏名
- 2 申請者住所
- 3 道路の位置
- 4 廃止する道路
- 5 廃止される道路の延長 m
- 6 廃止される道路の幅員 m～ m

※注意事項

- ① 道路の廃止行為に着手する前に位置指定道路廃止申請書を提出してください。
- ② 廃止しようとする道路の土地及びその土地にある工作物について権利を有する者の承諾を得てください。
- ③ 廃止に係る道路部分に接する敷地及びその敷地内の建築物に対する接道関係規定以外の法の適用に際し、当該道路の廃止が、当該敷地又はその敷地内の建築物の構造に直接影響を及ぼす場合は、当該敷地及びその敷地内の建築物に権利を有する者に対し、当該道路の廃止について説明を行うこと。
- ④ 一部廃止の場合においては、廃止申請をする前に廃止される道路部分と廃止されない道路部分の土地を分筆してください。

位置指定道路廃止申請書

建築基準法第42条第1項第5号道路を廃止したいので、大牟田市建築基準法施行細則第13条の規定により申請します。

年 月 日

大牟田市長 様

申請者氏名

申請者住所氏名	電話番号
---------	------

代理人住所氏名	電話番号
---------	------

道路の位置	大牟田市
-------	------

指定年月日・番号	年 月 日 第 号
----------	-----------

廃止の理由	
-------	--

道路の概要・ 廃止部分	図面の符号	道路の幅員	道路の長さ	関係土地の地番
	道路の長さの合計		m	
	自動車の 転回広場	図面の符号	面積	
箇所数		合計面積		

備考	道路面積	宅地部分	総面積	一宅地平均面積

受付欄	台帳記入欄	記事欄
	廃止番号第 号 年 月 日 公告欄 公告番号第 号 年 月 日	

備考

- 1 申請者は、太線の枠の中だけ記入してください。
- 2 道路の幅員及び長さは、小数点以下2位まで記入してください。
- 3 道路の長さは、幅員の中心線の長さを記入してください。

(様式8号)

建 第 号
年 月 日

位置指定道路廃止通知書

申請者

様

大牟田市長

下記の事項に係る建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路を廃止しましたので通知します。

- 1 道路の位置
- 2 廃止する道路
- 3 廃止される道路の延長 m
- 4 廃止される道路の幅員 m～ m

(様式9号の1)

承 諾 書

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の指定・全部廃止・一部廃止について土地所有者（又は権利者）として異議なく承諾します。			
承諾年月日	関係土地の地番	土地所有者（又は権利者）住所氏名	印

- 注) 1) 指定・全部廃止・一部廃止のうち該当するものを○で囲んでください。
2) 道路となる土地及びその土地にある建築物又は工作物についての各権利者（所有権者、借地権者、地役権者、抵当権者等）の承諾が必要です。
3) 印欄は印鑑登録証明書と同一印を押印してください。

(様式9号の2)

承 諾 書

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の指定・全部廃止・一部廃止について、当該道を建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者として異議なく承諾します。

承諾年月日	関係土地の地番	道に関する基準に適合するよう 管理する者の住所氏名	印

- 注) 1) 指定・全部廃止・一部廃止のうち該当するものを○で囲んでください。
2) 当該道を建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する各者の承諾が必要です。
3) 印欄は印鑑登録証明書と同一印を押印してください。

承 諾 書

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の指定・全部廃止・一部廃止について、土地所有者（又は権利者）として、かつ当該道を建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者として異議なく承諾します。			
承 諾 年 月 日	関 係 土 地 の 地 番	土地所有者（又は権利者）かつ道に関する基準に適合するよう管理する者の住所氏名	印

- 注) 1) 指定・全部廃止・一部廃止のうち該当するものを○で囲んでください。
- 2) 道路となる土地及びその土地にある建築物又は工作物についての権利を有する者（所有権者、借地権者、地役権者、抵当権者等）、かつ当該道を建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者の各者の承諾が必要です。
- 3) 印欄は印鑑登録証明書と同一印を押印してください。